

【公印・契印（省略）】

府益担第887号
令和5年10月6日

公益財団法人ドイツ語学文学振興会
代表者 桑川 麻里生 殿

内閣総理大臣
岸田 文雄

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和5年11月14日 から 令和10年11月13日 まで